

平成 30 年度「中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業」(島根労働局委託事業)

働き方改革推進支援セミナー

最終確認

働き方総点検!!

～労働時間の把握方法と有休管理の最終チェック～



この4月1日から働き方改革関連法が順次施行されます



時間外労働の上限規制導入!! 罰則付き! ※来年4月より (※中小企業は)



この4月から年次有給休暇の確実な取得が必要!! 罰則も!



不合理な待遇差の禁止!! ※再来年4月より (※中小企業は)

・労働時間の客観的記録・有給休暇管理台帳・計画年休協定・基準日統一・就業規則...

時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満(休日労働含む)、複数月平均80時間(休日労働含む)を限度に設定する必要があります。6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金

使用者は、10日以上有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。30万円以下の罰金

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者(パートタイム労働者、有期雇用労働者)の間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

うちんところは大丈夫か???

「島根働き方改革推進支援センター」は、「非正規雇用労働者の待遇改善」「時間外労働の上限規制への対応について」「労働関係助成金の活用について」など、人材の定着確保・育成に効果的な労務管理に関する技術的な相談など総合的な支援を行います。



いよいよ始まりますね。対策はお済みでしょうか? 確認してみましょう!!

派遣型専門家

開催要項

〔出雲会場〕(定員30名)

日時: 平成31年 3月4日(月) 14:00~16:00

場所: 出雲商工会館 出雲市大津町1131-1

講師(派遣型専門家) 阪本 清氏(特定社会保険労務士)

参加無料!

講演終了後、個別相談会を開催します。働き方改革に関する相談に社会保険労務士が対応します!

主催: 一般社団法人島根県経営者協会 共催: 出雲商工会議所 平田商工会議所 出雲商工会 斐川町商工会 後援: 島根県商工会議所連合会 島根県商工会連合会 島根県中小企業団体中央会 公益財団法人しまね産業振興財団 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部

◆◆◆内容についてのお問合せ◆◆◆

島根働き方改革推進支援センター(フリーダイヤル)0120-103-622(山田・森脇)(一社)島根県経営者協会内

◆◆◆お申込み方法◆◆◆

下記「参加申込書」に所要事項をご記入の上、FAXでお申込みください。

出雲商工会議所 TEL 0853-25-3710

FAX 0853-23-1144

(経営支援課)



参加申込書

事業所名		電話
		() -
氏名		

個別相談

希望する